

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第18回定例会 報告

■テーマ：生物多様性保全型都市づくりを支える環境情報システムG A I A～逗子市の環境アセスメント制度から～

■話題提供者：伊藤泰志氏 富士通エフ・アイ・ピー株式会社

■コーディネータ：東京都市大学 環境情報学部 田中章 准教授

■日時：平成22年8月6日（金）19:00～20:30

■場所：東京都市大学環境情報学部 3号館 B2F FEIS ホール

■概要：

1990年代に開発された逗子市の環境情報システムG A I A及びこれをベースにした同市の環境アセスメント制度「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」について、伊藤氏から話題提供いただいた。環境情報システムは、緑地の持つ環境保全機能（土地機能、生態系維持機能、景観保全機能）に着目し、市内の緑被率の状況を10mメッシュで評価した上で、各メッシュの評価指針（＝保全目標）を次のA～Dの4段階のランク（Aでは約80%、Bでは約60%、Cでは約40%の緑地をそれぞれ保全し、Dでは約20%の緑被を達成するという基準）で策定するものであり、これによって少なくとも市内全体で緑被を6割確保することを狙うものである。逗子市では、面開発の規模要件が300m²（環境情報システムの3メッシュ分）以上とされているが、事業者はその手続きの最初の段階において、市と事前相談を行う必要がある。この事前相談において、環境情報システムが活用されることになり、対象事業区域に当てはまる各メッシュのランクに応じて緑地の保全を検討し、建物建設による改変区域の位置・範囲が検討されることになる。つまり、保全目標の高いメッシュでは緑地を保全する圧力が働き、保全目標の低いメッシュでの開発を誘導することになり、対象事業区域全体では緑被が維持されることになる。このシステム及び市条例の運用により、逗子市内の緑地環境は良好に保全されてきている。一方で、規模要件以下の小規模開発への対応などが課題とされていた。

意見交換では、参加者を3グループに分けて、質問事項について討論した。各グループでの質問事項を概括すると、以下のとおりである。

- ・緑被だけでなく、生態系の機能や生息・生育する生物側からの評価はあったのか
- ・新たに緑化を行う場合、方法や質は問われないのか（屋上緑化でも認められるのか）
- ・緑地のネットワークは評価されているのか
- ・環境情報システムの維持・更新・そのための費用について
- ・事前相談で決定した保全目標と開発後の実態との比較はなされているのか

伊藤氏は、生態系保全という観点は少し欠けており、課題としていたが、1990年代初頭に緑地の評価、計画段階からの環境配慮がなされていたことは驚くべきことであり、今後の生態系評価において大きなヒントとなる取組であった。戦略的環境アセスメント、政策あるいは計画段階での環境・生態系の保全方針の検討においては、評価の精緻さではなく、今回紹介のあったような生態系やその保全を大局的に捉えるためのツールや仕組みが求められているのである。

（レポーター：日本エヌ・ユー・エス株式会社 中村純也）